

## ガスシステム改革に向けた国民からの御意見

(平成26年7月11日～平成26年7月24日)

※個人情報等を除き、御意見本体について原文を掲載しております。

**御意見① (平成26年7月11日)**

現在、都市ガス事業者には公益事業者として、いわゆる公益特権や税の軽減などの様々な優遇措置が与えられております。一方、既に自由競争下で事業を行っているLPガス販売事業者には、都市ガス事業者に認められるような優遇措置はありません(※詳細は一覧表を参照)。同じガス体エネルギーでありながら、このような事業環境の違いがガス料金の違いとして消費者の負担となっているという実態がございます。

また、今後、ガスの小売全面自由化に伴い、大手都市ガス会社や新規参入してくると考えられる電力会社等の大手資本と直接競争することになります。しかしながら、中小零細企業が太宗を占めるLPガス販売事業者の経営環境は概して厳しく、過当競争にさらされれば更なる経営悪化は免れません。我々LPガス販売事業者はガス供給の最終保障サービスであり、経営悪化によるLPガス販売事業者の廃業は地域社会における重要なインフラの喪失にも繋がりがねないと考えております。

また、ガスシステム改革の目的の中で「システム改革により、ガスを供給する側より情報や交渉力が不足する消費者の利益が損なわれないよう留意すべきではないか。」と記載があるように、特定の地域に居住する人々のみ利益を享受できるような現行のガスシステムは見直しが必要であると考えます。

従いまして、ガス体エネルギーの販売市場で消費者利益の保護及び公平・公正な競争を促進する観点から、LPガス販売事業者と都市ガス事業者のイコルフットィングを図るために、いわゆる公益特権や税の軽減などの優遇措置の見直しを要望いたします。

いわゆる公益特権等に係る検討項目

	現行関係法令	項目	
1	公益特権等	公共用土地の使用	
2		土地の立ち入り	
3		植物の伐採	
4		道路法	水道、電気、ガス事業等のための道路占有の特例
5		道路交通法	緊急自動車の指定
6		共同溝整備法	道路管理者が設ける共同溝の利用
7		国有財産特別措置法	国の普通財産の譲受代金を延納できる特約期間の特例通常5年間から10年
8		土地収用法	土地の収用
9		国有財産法	国の行政財産（土地）にガス導管等を敷設する場合の地上権の設定
10		地方自治法	地方公共団体の行政財産（土地）にガス導管等を敷設する場合の地上権の設定
11		農地法	ガス導管等の設置について農業委員会の許可が不要
12		都市計画法	都市計画区域でのガス設備の設置に係る開発行為は許可不要
13			都市施設にガス供給施設を定めることができる
14			40ヘクタール以上の開発業者はガス事業者と事前協議が必要
15			都に関する特例（都市計画へガス供給施設を定める）
16		都市緑地法	ガス設備に係る区画変更届出が不要
17			緑地保全地域におけるガス工作物の設置は届出不要
18		都市公園法	緑地保全地区内のガス設備の設置は知事の許可が不要
19			都市公園の占用の特例
20		土地区画整理法	特別の宅地に対する計画の特例
21		建築設備基準計画	公共施設建築に関する基準としてのガスの使用を記載
22		建築基準法	住宅地域（3.5t）・商業地域（7t）等の用途地域ごとの貯蔵量制限の撤廃（高圧ガス保安法）
23		風致地区政令	風致地区内におけるガス工作物の設置及び管理に関する行為は、知事の許可が不要
24		農業振興地域整備法	特例農業地区内におけるガス工作物の設置又は管理について知事の許可が不要
25		大気汚染防止法	適用除外
26		騒音規制法	適用除外
27		振動規制法	適用除外
28		石炭法	適用除外
29		地すべり等防止法	適用除外
30		流通業務市街地法	流通業務市街地内のガス施設建設について特例
31	電波法	電波利用料の徴収等の委託が可能	
32		電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁	
33	分野調整法	中小企業の事業機会の確保のための分野調整の適用除外	
34	優遇税制	法人税法	工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入が可能
35		石油ガス税	自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスには石油ガス税が課税（天然ガスは非課税）
36		地方税法	ガス事業に係る固定資産税の軽減
37			天然ガススタンドに係る固定資産税の軽減
38			ガス事業に係る事業税の軽減
39		法人税法	天然ガス自動車に係る法人税の税額控除または特別償却
40		自動車取得税	天然ガス自動車は自動車取得税の軽減
41	自動車重量税法	天然ガス自動車は自動車重量税免除	
42	自動車税	天然ガス自動車の自動車税免除	
43	保安	ガス事業法	消費機器の定期調査は3回訪問し不在・拒否の場合調査打ち切りが可能 ⇒液石法は調査打ち切りはなく、調査完了まで半永久的に訪問又は保安閉栓が必要
44			消費機器に関する周知の頻度は3年に1回以上⇒液石法は2年に1回以上
45			緊急時対応は各社の保安規程による⇒液石法は30分以内に到着することが義務
46			一般ガス事業の保安規程は届出⇒液石法の保安業務規程は認可
47		自社の社内基準等により設備工事者の指定・認定 ⇒液石法は国家資格の液化石油ガス設備士免状取得者がお客様から選択されれば全国共通に工事ができる。	
48	ガス事業法（その他）	一般ガス事業と液化石油ガス販売業の保安10項目について整合性の見直し	
49	高圧ガス保安法	天然ガス自動車の容器再検査は圧力試験不要（装置したまま目視・漏えいのみ規定） ⇒液化石油ガス自動車の容器再検査は圧力試験が必要（取り外し必要）	
50	その他	石油備蓄法	中東依存度が約3割であるなど供給源の多角化等が進んでいる天然ガスは民間備蓄の義務がないのに対し、これまで中東依存度が約8割と高い液化石油ガスは民間備蓄の義務がある。しかし、シェール革命等供給源の多角化が進んでおり、再検討の余地がある。

## 御意見②（平成 26 年 7 月 11 日）

ガスシステム改革小委員会について、少量使用者への価格規制、及び保安に対する安心の維持を求めて下記のように意見を申し上げます。

1 家庭までの都市ガスの自由化について、家庭消費者への影響に関する資料の公表と、消費者の懸念解消に向けた小委員会での丁寧な議論をお願いします。

既に自由化されているLPガスの価格や業者選択上の課題が、都市ガスでも発生しないか、あるいは、欧米のガス自由化での家庭消費者の評価や変更率の違いの理由など、消費者視点で都市ガス自由化に対する長所や短所などの公表、及び小委員会での議論の状況を国民に広く情報提供をしてください。

2 定期点検や緊急などの名目で需要家敷地に立ち入るガス保安は、公益事業として地元の導管事業者が責任を持って一括して実施する制度にしてください。

ガス保安は、道路下からガス器具までガス管を通じて敷地内まで繋がり、ガス事故の影響は周囲にも及びます。事故防止や安全確認調査は保安技能とその保障が必要と考えます。異臭の発生時など、地元消防と連携して敷地内外や留守家庭や空き家を含む近隣一帯の立入検査をするには、保安に責任を持ち、公的にも認知されている導管事業者による対応と保障が求められます。

現在高齢化が進み、保安や安全に対する自己判断の困難な市民が増加する中で、ガスの保安維持と点検詐欺防止の意味からも、地元で、従前どおり地元の導管事業者が実施することで、誰もが安心できる制度望みます。

公益性を持つ「新ガス導管事業者」と、自由化により「ガスを販売する事業者」に対し、担うべき保安内容と責任を明確に法的整理する必要があります。

新規参入を含む、ガス事業にかかわる全ての事業者は、義務的・非義務的を問わず協働して、ガス事故のゼロ目標達成に向けた、家庭消費者保安体制を構築すべきだと思います。

3 料金の値上げや継続的な供給拒否への消費者保護規制は維持してください。

規制には、撤廃すべきものと堅持すべきものがあります。

消費者の選択肢拡大のための規制撤廃には賛成します。しかし、新規参入者との競争が不明な地域と時点において、選択肢が拡大しない状態での少量家庭消費者への料金値上げや、継続的な供給拒否がなされた場合の消費者保護規制は必要不可欠です。大勢の少量家庭消費者に、過大な消費者責任を転嫁する制度は、生活必需品たるエネルギーには不適切です。

『都市ガスは、熱エネルギー源としてLPガスや電力、石油等の代替手段が比較的容易に確保されるとして供給義務も撤廃する』との事ですが、その根拠は議論されたのでしょうか。代替えには機器の買替等多額の経費が掛かります。継続的供給と地域全体に平等な料金で供給される消費者の権利擁護を望んでいます。

4 ガス全体に生活弱者対策と料金表の公表を徹底させてください。

急増する生活保護世帯は160万世帯で今後も増加傾向にあり、年金高齢者の割合も半数近くになります。しかしそれら世帯の台所と風呂のガス消費量は、富裕な世帯と変わりません。健康で衛生的な市民生活に必要な不可欠なガス利用は、生存に必要なエネルギーです。

自由化議論に際しては、生活保護家庭や生活困窮者への安価な供給継続のために、福祉政策で救済されるように並行して厚生労働省所管局との調整と公表、これら市民の意見反映もお願い致します。

またLP会社にも、標準料金表の公表や書面交付義務付け、応じない場合には公表するなど、ガス会社選択のための情報提供を徹底してください。以上

**御意見③（平成26年7月14日）**

**経済産業省資源エネルギー庁 電力ガス事業部  
ガス市場整備課長 横島直彦 様**

**総合資源エネルギー調査会基本政策分科会  
ガスシステム改革小委員会 委員長 山内弘隆 様  
委員・オブザーバー各位**

**都市ガスの自由化に踏み切る前に6項目の事前評価をしてください**

**特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟**

2014年7月10日

## 都市ガスの自由化に踏み切る前に6項目の事前評価をしてください

特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟

私どもは発足して67年目を迎える東京地婦連（略称）と申します。今なお防災・エネルギー問題はもとより様々な暮らしの課題に、取り組み続けております。

さて、電気事業法の改正をきっかけとして、家庭用など小口のガスの自由化の検討が重ねられていますが、消費者の立場から、自由化の前提となるべき重要な6項目について事前評価をお願い致したく、下記の意見を提出する次第です。

結論を急ぐ前に、ガスの保安・公共料金問題などにかねてより取り組んできた私どもの声に、どうぞ真摯に耳を傾けられますよう関係各位に要望いたします。

記

- 1 残存する古いガス導管の問題をどのように解決するか。
- 2 巨大地震への備えとしては、既設の天然ガスパイプラインでは不十分である。自由化後、経済合理性の追求でさらにパイプライン網の整備は遅延し、災害発生時には消費者への供給途絶が懸念される。自由化によりパイプラインの延伸は遅れ、供給途絶が一層拡大しないか。  
供給途絶については、採算上の都合で安易な供給地域からの撤退も起こるのではないか。
- 3 私たちがガス事業者に長年働きかけてきた保安の向上、事故の低減、導管などの地震対策は、未だ道半ばである。今までに構築された保安のレベルは自由化後に低下することはないのか。
- 4 緊急時の対応・家庭の点検等について、自由化しても技術者の確保・保安責任の明確化は行われるのか。
- 5 自由化により、ガス機器設置工事資格者制度・長期使用機器点検員制度等を含め、「技術者養成制度」の弱体化を生じないか。
- 6 公益性を有するガス事業には料金の高止まりは許されない。上限を定めるなど、供給地域へのユニバーサルサービスの視点が必要である。自由化が競争を促し高いガス料金問題の解決に資するか否か、具体的な消費者への説明はない。予測される電力・石油大手などの新たな小口への参入は寡占化を生じ、むしろ独占価格により消費者利益を毀損しないか。

◎自由化に踏み切る前に以上の6項目について、事前の評価を行い消費者に分かりやすい説明をして下さい。

御意見④（平成 26 年 7 月 24 日）

6 月 2 日付けでガスシステム改革小委員会に提出した意見（以下「前回意見」）は、7 月 17 日の同委員会（第 11 回）で参考資料（☆）の「御意見①」として掲載していただいた。

☆：[http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas\\_system/pdf/011\\_s01\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/011_s01_00.pdf)

それに続いて今回は、ガス料金規制の在り方について以下の通り意見を提出する。

>>>

4 月 3 日のガスシステム改革小委員会（第 7 回）で提示された『小売事業に係る制度について（資料 3）』の 3.【論点 1－3】小売料金規制の必要性（3）論点では、「都市ガスと他エネルギーとの競争環境等を踏まえ、都市ガスでは小口利用者について規制料金での供給義務を課す経過措置は必要ないと考えてよいか」旨の記述がある。

それに対して、「ガスシステム改革に向けた国民からの意見」では、ガス料金値上げの歯止めに関する危惧が多数表明されている。私も、6 月 2 日付けで同小委員会に提出した意見で次のように指摘した。

—— 『一般ガス事業者の料金規制撤廃の前提を、家庭用消費者市場での競合状態とするのであれば、上記以外の個々の一般ガス事業者において、特に家庭用消費者件数の増減推移を公表しながら、独占力の強弱を判断すべきである。それを示さずして一律にガス料金規制を撤廃しようというのは、独占力あるガス事業者の営業地域に居住する家庭用消費者にとっては、非常に危険極まりない』 ——

ガス事業者別の家庭用取付メーター個数データが記載されている「ガス事業年報」を引用すると、家庭用取付メーター個数でのガス事業者規模別に 2008 年から 2013 年までの 5 年間の家庭用取付メーター個数の増減は「表 I」のような一覧表にまとめることができる。

このガス事業年報によると、三大都市圏では、都道府県別の総メーター個数は増加している。個別のガス事業者ごとに見ると、全ガス事業者 209 社のうち 137 社（約 65%）の家庭用取付メーター個数は減少し、過疎化による世帯減だけでなく、LP ガスやオール電化との競合による需要脱落が想定されるところだ。

残り 72 社（約 35%）、特に 2%以上の増加率を示す 50 社では、市街地化の拡大に伴うガス導管延伸や、戸建からマンションへの建替などによって、他燃料との競合に勝つことで、家庭用需要家数が順調に増加している。その地域では、現実的に他燃料転換が不可能な中心市街地に多いマンションや賃貸物件に居住する家庭需要家にとって、当該ガス事業者の独占力が料金値上げの脅威に繋がる可能性があることから、その歯止めは必要不可欠だ。

家庭用取付メーター個数が増加するガス事業者としては、三大都市圏のガス事業者や幹線ガス導管沿線の再開発地域に伴う導管卸受ガス事業者が相当数を占めており、ガス導管ネットワークによる地域独占力も明らかである。

このデータでは、全ての家庭用取付メーター個数が▲0.6%となる四国ガスにおいても、供給する地域により家庭用需要家の増減率の相違を如実に示すデータがある。それを「表Ⅱ」として示してみた。

他のガス事業者においても、全社の数値は減少しているが、地域別に見ると増減率に相違のあるケースがあり、四国ガスはその一例と言える。これは、同一のガス事業者であっても、中心市街地と郊外、都市化・過疎化、ガス導管の稠密性などの要因により、当該ガス事業者の家庭用居住者に対するエネルギー競合力に大きな相違があることを示している。

「表Ⅰ」及び「表Ⅱ」のデータは、4月28日付けで提出した意見において、「他エネルギーとの競争状態は地域によって大きな相違があると想定されるので、一律に競争が活発化していると決めつけて料金規制を撤廃することは、前提条件を見誤ることになる」と指摘したことの証左である。

したがって、小売料金規制については、「都市ガスには小口利用者について、電気事業法と同様に規制料金での供給義務を課す経過措置は必要がある」とすべきだ。

即ち、国民が危惧するガス料金値上げの歯止め策として、地域別の他燃料との競合力の度合いや、既存ガス導管を利用した小売の競争状態による既存ガス事業者の独占性を見極めるまでは、現行の料金認可制度を維持すべきである。換言すれば、現行の認可料金を上限価格とするような料金規制を引き続き措置しておくべきである。

【表1】家庭用取付メーター個数規模別の個数増減率[2013/3対2008/3] 別事業者数一覧:

取付メーター数 増減率	~5,000個	~10,000個	~50,000個	~100,000個	100,000個~	計
≥15%	2 大武 仙南		3 京和・北日本 日本	1 新日本		6 (3%)
15%> ≥10%	2 湯河原 伊奈都市	1 中遠	1 筑波学園	1 大東	1 東彩	6 (3%)
10%> ≥5%	3 袋井 伊藤忠エナ 甲賀協同	5 直方・吉田 日高都市 松栄・津島	5 武陽・昭島・青梅・ 南日本・太田都市	2 長野都市 東日本	3 東京・京葉 武州	18 (9%)
5%> ≥2%	1 十和田	1 埼玉	10 厚木・坂戸・野田・ 入間・足利・大網白 里・幸手都市・西武 鷺宮・伊勢崎	3 習志野・ 大和・沖縄	5 大阪・東邦 中部・千葉 大多喜	20 (10%)
2%> ≥0%	5 御殿場・ のしろエネ 伊丹 五条 鬼怒川	4 犬山・鳥栖 館林・出雲	12 東海・蒲原・筑紫 河内長野・佐賀 熱海・角栄・大垣 弘前・秦野・東金市 本庄		1 北陸	22 (10%)
0%> ≥▲2%	13	3	12	2	4	34 (16%)
▲2%> ≥▲5%	24	11	15	2	7	59 (28%)
▲5%> ≥▲10%	10	8	10	2		30 (14%)
▲10%>	9	2	3			14 (7%)
計	69	35	71	13	21	209 (100%)

(注)事業者名は順不同。家庭用メーター個数規模は、2013/3時点 (出典:ガス事業便覧・ガス事業年報)

下線ガス事業者は、ガス事業便覧で卸供給の相手方として記載がある事業者

【表Ⅱ】 四国ガスの家庭用取付メーター個数の県別増加率】

(単位:個)

	A) 2013年3月	B) 2008年3月	A-B) 差異	(A/B) 増加率
合計	251,613	253,020	▲1,407	▲0.6%
内数) 愛媛県	77,224	79,731	▲2,507	▲3.1%
内数) 香川県	92,007	92,512	▲505	▲0.5%
内数) 徳島県	39,241	38,615	626	1.6%
内数) 高知県	43,141	42,162	979	2.3%